

## 中野区立中野東中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第十三条により、中野区立中野東中学校のすべての生徒が安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に令和4年4月に策定しました。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）と定義し、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

### 2 いじめ防止の基本姿勢

いじめは、当該生徒を将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であるという認識と、いじめはどの生徒にも起こり得るという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的な未然防止に取り組む。

また、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢をもつとともに、全教育活動において生命や人権を尊重し豊かな心を育てる指導の充実と生徒を一人ひとりが多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、自己有用感を高める指導の充実を図る。

### 3 いじめ防止のための校内組織

この方針に基づく取組の実行、状況の確認、検証を定期的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、段階に応じての対応を行う。必要に応じて中野区子ども若者支援センターや児童相談所、警察等の外部の専門機関と連携を図る。

第一段階：生活指導部会（副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター）

第二段階：生活指導部会、当該生徒担任等

第三段階：校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、当該生徒担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

いじめ防止対策委員会は、会議の内容を記録し保管する。学校いじめ防止対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教員及び保護者に通知する。

### 4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒にとって安心感を実感できる居場所をつくるため、学級指導と相談体制を充実させる。
  - ・4月二者面談、夏季休業中教育相談、12月三者面談、スクールカウンセラーによる1年生の全員面接等
- (2) 集団の一員としての自覚と自信を深めさせるため、特別活動等の充実を図る。
  - ・学級活動、係・委員会活動、総合的な学習等
- (3) 自己有用感を高めるために、授業や学校行事等の中で生徒が活躍できる場面を多く設定する。
  - ・年間を通じた各教科の授業、学校行事等
- (4) 生徒が互いを認め合える人間関係を築くため、学校行事や特別活動等の充実を図る。
  - ・体育祭、文化発表会、修学旅行・校外学習、1・2年宿泊行事等
- (5) 望ましい集団生活の確立と生徒の社会性を育成するため、社会体験や交流体験の充実を図る。
  - ・職場体験、幼保小中連携教育、中野東図書館との連携、校内外各種ボランティア活動等

- (6) 生徒自身が、いじめを自分たちの問題をして受け止め、できることを主体的に考えて行動できるよう、生徒会活動を活性化させる。
- ・生徒会朝礼、生徒会新聞、生徒総会、生徒会役員会、中央委員会、生活委員会等
- (7) 規範意識を向上させるとともに豊かな心を育てるため、道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ・道徳の授業における内容項目B-(6), B-(8), B-(9), C-(10), C-(11), D-(19)の重点化、いじめ撲滅週間、人権週間、人権講話、ふれあい教室、社会を明るくする運動、各種ボランティア活動等
- (8) 基礎的な学力を身に付けさせるため、授業規律を確立し、分かる授業を実践する。
- ・年間を通じた各教科の授業、補充学習教室、ICTを活用した授業
- (9) 教員の指導力向上を図るため、互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- ・校内研修、外部人材を活用した研修
- (10) 教員の意識向上を図るため、いじめ未然防止に関する研修会を定期的に行う。
- ・年間三回のいじめ防止研修会（「重大事態」の定義の確認をし理解を深める。）
- (11) 保護者や地域と連携し、いじめの未然防止・早期解決を行う。
- ・家庭は、いじめは絶対に許さないという強い姿勢で子どもの生活を指導する。
  - ・家庭は、子どものインターネット等の利用上のルールをつくり、適切に利用できるよう指導する。
  - ・家庭は、子どもが人やものを大切にしようとする心や態度とを育成する。
  - ・地域は、ボランティア等の機会をつくり、生徒の健全育成に寄与する。

## 5 いじめの早期発見のための学校の取組

- (1) 授業時の出席確認をはじめ、全教育活動の中で生徒の心身の健康状態等を観察し、生徒の小さな変化や気になる行為等について5W1Hで記録を残し、いつでも情報を共有できるようにする。
- (2) 職員会議や企画委員会、調整会議、生活指導部会や学年会等での情報交換を密に行う。
- (3) 定期的の中野区いじめのアンケート調査、東中オリジナルふれあいアンケート調査（6月、11月、2月）と個人面談（スクールカウンセラー）を実施する。
- (4) いじめ相談窓口やスクールカウンセラー等校内外の相談機関（STANDBY）の連絡先の周知と活用を促す。
- ・いじめ相談窓口周知【副校長・生活指導主任】、スクールカウンセラー等勤務日周知
  - ・google classroomでの個人メールによる相談受付についての周知【担任・学年】
- (5) 休み時間等校内を巡回し、生徒の様子や個人の所有物、施設等の異変を観察する。
- (6) いじめに係る相談を受けた場合は、当該生徒・保護者の話を真摯に傾聴して事情を把握し、その後、複数の教員ですみやかに事実の有無の確認を行う。日常の指導について内容や状況により担任・学年での対応、次に生活指導主任及び生活指導部での対応、また校長、副校長による対応と三段階の校内体制を整える。

## 6 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けた生徒に対して
- いじめを受けた本人や周囲の生徒から、身体的・精神的な被害や事実を、迅速にかつ丁寧に聞きとり、詳しい状況を把握する。
- また、いじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援策や指導方針を伝えるとともに、いじめを行った生徒への指導後の状況等に関する情報も継続して提供していく。
- いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けるための環境が必要であると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室やオンラインでの学習等において学習を行わせる措置を講ずる。

## (2) いじめを行った生徒に対して

いじめを行った生徒には、いじめの事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめ解消に向けた個別の指導を継続して行う。また、当該生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめ解消に向けた当該生徒への指導への協力を依頼するとともに、いじめを受けた生徒、保護者に対しても適切な対応をするように助言する。

## (3) いじめを見ていた生徒に対して

いじめを見ていた生徒には、傍観することがいじめの重大化につながることやいじめられた生徒の苦しさについて理解させるとともに、いじめを自分の問題と捉えさせ、自らの意志でいじめ解消にむけた適切な行動をすることの大切さを理解させる。

## (4) いじめ指導中に関して

いじめの関係者間における争いを生じさせないように、関係保護者と情報を共有するための必要な措置を講ずる。

いじめの解消後も、継続的に休み時間や登下校時の巡回を実施し、当該生徒の被害状況や行動を確認するとともに、いじめの原因や背景を分析し、再発防止にむけた取組を実施する。

また、状況や対応についてはすべて記録をして全教員で共有し、見守りを行う。

## (関係機関との連携)

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるおそれがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び中野警察署と連携して対応する。また、インターネット上のいじめ等について、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と連携して対応する。